

議案第 6 2 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

教育委員会の附属機関として小田原市新しい学校づくり検討委員会を設置するため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

教育委員会の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市新しい学校づくり検討委員会	新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 2 人以内

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正（改正条例附則第 2 項関係）

1 により設置する委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。（別表第 3 関係）

区 分		報 酬 日 額
小田原市新しい学校づくり検討委員会	委 員	1 5, 0 0 0 円以内

[適 用]

令和 4 年 4 月 1 日